

第1244号

AFN-1244

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

H30. 11/26 (月)

『消費税率に関する経過措置 対象となる項目発表—国税庁』

国税庁はこのほど、HP上で「平成31年10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置」を公表した。税率の引き上げられる同日(以下、31年施行日)以後に国内において事業者が行う資産の譲渡、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物であっても、経過措置の対象となる取引については8%が適用される。

対象となるのは、○31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金で平成26年4月1日から31年施行日までの間に領収しているもの

消費税

8%



○継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、同日から10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの○平成25年10月1日から31年4月1日の前日までに締結した、工事に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る契約を含む)に基づく、31年施行日以後に行う課税資産の譲渡など。他にも、資産の貸付け、指定役務の提供(冠婚葬祭のための施設やその他便益の提供)、予約販売に係る書籍等、特定新聞、通信販売、有料老人ホームにおける役務提供、特定家庭用機器の再商品化、等が該当する。

『平成31年新卒採用状況 企業新卒内定状況調査発表』

人手不足が深刻化する中、各企業では事業の継続の観点からも若い労働力の確保が絶対条件となっている。株式会社マイナビの調査によると、平成31年卒業予定者における採用充足率(内定者数/募集人数)は84.4%となった。過去10年で最低だった平成27年及び30年卒業の83.0%より若干上回っているものの、依然として売り手市場が続く、企業にとっては厳しい状況であることが明らかとなった。

企業の上場、非上場の別で資料を見ると、上場企業においては採用充足率が95.9%でほぼ予定通りの採用ができたのに対し、非上場企業では76.5%にとどまっており、知名度や安定性を重視する学生の志向がそのまま反映される結果となっている。また、複数の企業から内々定を取得する学生は依然として多く、学生による内々定後の辞退率を前年より高かったと回答した企業は34.0%となっており、3社に1社は高い辞退率に直面しているようだ。労働力不足の懸念から外国人の労働力化が注目されるが増えているが、31年卒採用で外国人留学生の採用をした、またはする予定と回答した企業は11.7%にとどまっている。主な理由は外国人労働者を受け入れる環境が未整備であることのような。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com